

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、会議を開きます。

議員から提出されました意見書第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に基づきまして、順次、各委員長の報告を求めます。

日程第1.第51号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第4.第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の4議案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第51号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第51号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、国政選挙の改正に準じて、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスター作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第52号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第52号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、職員の育児と仕事の両立支援を目的に、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、条例に委ねられているものについて改正を行うものであり、主な3つの改正点として、1点目、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の要件の緩和、2点目、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化、3点目、育児休業の取得回数が原則1回から2回に増えるとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第53号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第53号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、特定新型インフルエンザ等に係る伝染病防疫作業手当の特例を設けるものであり、新型コロナウイルス感染症以外の伝染病に対する措置についても同様の措置を追加するという人事院規則の改正がなされ、これに伴い条例を改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第54号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 54 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」が国会において可決されたことに伴い市税条例について改正が必要になったものであり、固定資産課税台帳に係るDV被害者等に対する支援措置として、DV被害者等を保護するため、現住所に代わる事項を記載することや、上場株式等の配当所得に係る課税方式が見直されるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 54 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 60 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）及び日程第 6. 第 61 号議案 令和 4 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 60 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 60 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入・歳出予算にそれぞれ 9,251 万円を追加し、総額 59 億 5,043 万 2,000 円とするもので、歳出の主なものとして、制度改正に伴う「国保事業報告システム改修委託料」16 万 5,000 円や、令和 3 年度の普通交付金額の確定による返還金 4,015 万 4,000 円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 61 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 61 号議案 令和 4 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 214 万 5,000 円を追加し、総額 7 億 3,751 万 7,000 円とするものでした。

歳入では、前年度の繰越金 212 万 4,000 円及び特定健康診査等受託費 2 万 1,000 円を受け入れ、歳出では、郵便料金の改定に伴い特定健康診査の郵送料として 2 万 1,000 円を、また繰越金として受け入れた額の中に、後期高齢者医療広域連合への令和 3 年度分の負担金が含まれるため、同連合に納付する 206 万 8,000 円を計上し、残る 5 万 7,000 円を一般会計への繰出金として計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 60 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 61 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 61 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 第 49 号議案 武雄市武雄温泉駅南口駅前広場設置条例から日程第 16. 第 75 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）までを一括議題といたします。

以上の 10 議案は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 49 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 49 号議案 武雄市武雄温泉駅南口駅前広場設置条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、西九州新幹線開業に伴い、武雄温泉南口駅前広場に新たに整備を行ったイベント広場及び駐車場に関して、設置条例を制定するものとの説明を受けました。

イベント広場での演説に関して、広場利用者への迷惑行為、周辺住民への騒音等に配慮し、演説を実施する場合は基本許可をすることになり、利用料は選挙期間中、期間外に関わらず無料との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 50 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄市地区計画等の案の作成手続に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものであり、大規模集客施設の立地を一旦制限するが、具体的な出店計画があった場合は、広域調整を行い、地区計画を定めるとの説明を受けました。

地区計画内において建築等をしようとする大規模集客施設が、当該区域内における建築物の制限に関する条例に適合し、特定行政庁が商業その他の業務の利便の増進上やむを得ないと認める場合には、用途地域の用途制限にかかわらず、特定行政庁の許可を得て建築等が可能との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 55 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、用途地域の見直しに伴い、大規模集客施設の立地を制限するため条例を改正するもので、これまで用途無指定の地域を、新たに近隣商業地域及び準工業地域に指定する予定

との説明を受けました。

大規模集客施設の立地が可能となるが、事前に佐賀県や近隣市町との広域調整を行う時間を要するため、特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 56 号議案 市道路線の認定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、県道波佐見塩田線改良工事が施工され、国道 34 号への交差点の新設、併せて一部路線が変更されたことに伴い、旧波佐見塩田線の部分を市道として認定するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 57 号議案 令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和3年度武決算により、当年度未処分利益剰余金は1,246万7,643円となっており、このうち、1,025万7,105円は建設改良積立金に積み立てるとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
次に、第58号議案に対する報告を求めます。
豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第58号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。令和3年度決算により、当年度未処分利益剰余金は5億2,811万480円となっており、このうち、1億8,100万円は、資本的収支の不足額に充てる必要があるため減債積立金に積み立て、2億223万9,526円は資本金に組み入れるとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
次に、第62号議案に対する報告を求めます。
豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第62号議案 令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ19億9,169万4,000円を増額するものでした。主なものとして、歳入の車券発売金において、4月に開催した記念競輪が50億円の見込みに対し58億円の売上があったこと、ミッドナイト競輪の売上が好調なことから増額されており、

これに伴い関連経費の支出も増額するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 63 号議案 令和 4 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、1 款 1 項 2 目、原水及び浄水費、17 節、修繕費の 229 万 4,000 円は、協議期間を延長し、武雄市が負担する費用及び給水エリアの拡大に向けた協議を継続中であるため、緊急性の高い第 3 浄水場薬品沈殿池掻き寄せ機の修繕費 86 万 4,000 円、第 3 浄水場・庭木取水場テレメータ用電源の修繕費 143 万円の 2 つの修繕工事を行うものとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 64 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 64 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、1 款 1 項 2 目、浄化槽整備費、28 節、工事請負費の 1 億 3,457 万 1,000 円は、令和 4 年度当初、市営浄化槽の設置を 190 基、2 億 703 万 9,000 円と見込んでいたが、今年度 8 月の時点で、設計発注済の浄化槽が 126 基で 1 億 5,033 万 9,200 円と市営浄化槽の申請が、

昨年より大幅に増加しており、補正後は全体で 252 基の設置を見込み、補正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 75 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 75 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、8 款 5 項 1 目．住宅管理費、18 節．負担金補助及び交付金で水に強い住まいづくり支援事業補助金 2,000 万円で、8 月以降の申請件数の増加に伴い予算が不足し、ほかにも相談件数が十数件あっており、被災された方の住まいの支援を切れ目なく行うための補正との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 49 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 62 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 64 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 75 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 75 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 2 項 1 目 7 節. 報償費では、今後の武雄市の治水に対する在り方を含めたシンポジウムを開催するための経費が計上されておりました。

また、2 款 3 項 2 目. 賦課徴収費では、確定申告・住民税申告相談受付について、コロナ渦における会場内の混雑解消、住民の利便性向上を図るため、インターネット予約及び電話予約体制を整備し、完全予約制とするための経費が計上されておりました。

その他、9 款 1 項 3 目. 消防施設費では、救命ボートの増艇に伴う、ボート倉庫 10 棟分の新築工事費、1,450 万円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）【分割】の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 1 項 1 目．保健衛生総務費の 19 節．扶助費の 475 万円は、保険適用外の不妊治療のうち、体外受精等の特定不妊治療に係る費用の一部を助成することで、不妊治療に対する負担軽減を図るものとの説明を受けました。

そのほか、コロナ禍における生活困窮者への緊急的な支援として生活困窮者支援体制を構築するための「プラットフォーム整備事業補助金」や、武雄市内のヤングケアラーの実態調査や支援に向けて、学校現場や福祉関係職員が適切な知識を得るための「ヤングケアラー研修事業費」、中学校の休日における部活動の段階的な地域への移行へ向けに設置する「地域部活動検討委員会」に要する経費などを計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）【分割】について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、2 款 2 項 2 目．地域振興費、18 節．負担金補助及び交付金の 591 万円は、西九州新幹線またはリレーかもめを利用して遠距離通学・通勤するもので、年齢 18 歳から 50 歳未満に対して定期券額の半額、1 か月当たりの上限 3 万円を補助することで定住・移住や新幹線利用促進を図るものとの説明を受けました。

6 款 1 項 3 目．農業振興費、18 節．負担金補助及び交付金の 4,500 万円は、近年の世界情勢等から肥料価格の高騰分に、国の補填がされるため、市が 15%の上乗せを行うものとの説明を受けました。

8 款 4 項 5 目．公園費、14 節．工事請負費の 4,251 万 5,000 円は、きたがた四季の丘公園へ、

コロナ禍でも三密を避け、様々な子供たちが、心身ともに安心して遊ぶことができるインクルーシブ遊具を導入するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 59 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）につきまして、反対の討論を申し上げます。

付託された委員長報告、福祉文教常任委員長の報告はありませんでしたけれど、私は本会議の議案、質疑の中でお尋ねした中で、歳入の 15 款 2 項 1 目 1 節の総務管理補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金 138 万 7,000 円の説明がありました。

説明の中身は、マイナンバーカードの交付事業について、6 月の 12 日に閣議決定ということで、政府が来年度からマイナンバーカードの交付率を普通交付税に算定、普通交付税に反映させるということ、来年度から検討を進めるというふうな情報が入っておりますとの説明に、びっくりです。

今現在、政府の推進の中で、各自治体はその事業を請け負っているわけですが、この事業に対して、多くの市民、マイナンバーカードの個人情報保護に重大な不安を政府に対して持っているからではないでしょうか。

まさに、このような補助事業は、政府の焦りではないかと疑わざるを得ません。

まさに、地方自治体に強権的な推進を求めるやり方であります。

財源を国の自由な裁量にするような交付税率算定はやめるべきであります。

市長は、このような政府の方針に異議を主張すべきではないでしょうか。

このようなマイナンバーカードの事業は、中止すべきであるとして反対を申し上げる次第であります。

以上です。

議長／討論ございませんか。

17 番 山口議員

山口議員／ただいまの共産党の江原一雄議員の反対討論に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま言われましたように、今回の 138 万 7,000 円については、国からの全ての補助であります。

そして、確かに言われたように、マイナンバーカードをつくった分については、普通交付税に算定をする、それくらいに意気込みを持って国はそのマイナンバーカードをつくってほしいという立場の中で、今回の議案と予算が載っております。

そういう中で、皆様方の御賛同をよろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 59 号議案は、各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18. 意見書第 2 号 燃料・肥料・飼料価格高騰等に関する意見書を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

8 番 豊村議員

豊村議員／意見書第 2 号 燃料・肥料・飼料価格高騰等に関する意見書の提出者を代表しまして、趣旨説明をいたします。

我が国の食料や資源の多くを海外からの輸入に依存しており、諸外国の輸出規制、緊迫化する世界情勢のあおりを受けやすく、農畜産物の生産に必要な燃料・肥料・飼料価格のほか、被覆資材などの生産資材、ハウスや共同利用施設の建設費等も高騰し、市内の農業生産活動に多大な影響を与えています。

さらにはコロナ禍の影響も加わり、安定して農畜産物を生産していくことが困難になりつつあり、今まさに、将来を見据えた食料安全保障の強化が求められています。

つきましては、今直面している様々な農政課題を乗り越え、食料・農業・農村基本計画で定める農業生産基盤の維持強化や食料安全保障の強化を達成していくため、地方税制の充実、確保が強く望まれます。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう、県においては、下記事項を国に働きかけることを強く要望いたします。

- 1、施設園芸等燃油価格高騰対策の継続と対象品目の拡充をお願いしたい。
- 2、肥料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットの創設をお願いしたい。
- 3、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に向け、十分な財源確保をお願いしたい。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

9番 上田議員

上田議員／すみません、意見書の件は前もって聞いてはいましたけれども、きょう、佐賀県農政協議会、みどり地区農政協議会、佐賀県農業協同組合の連名からいただいている要請書を今日、私、初めて見たところでありまして、今回出していただいている意見書と一点だけちょっと違うところというか、違うところというとおかしいんですけど、この要請書からいくと、4番に持続可能な農業の確立に向けた取り組みということで、生産コストの上昇にコロナ禍等の影響も加わり、安定して生産していくことが困難になりつつある中、生産コストの価格転嫁など、再生産(?)に配慮された適切な価格形成も課題になっておる中で、持続可能な農業の確立に向け、管内農畜産物の魅力の発信等を通じたブランド力のさらなる向上へ取り組むようお願いしたいというようところで、要請書の中には4項目目としてこれが載っているわけですがけれども、今回の意見書の中にはこれが載っていない、省かれているのかどうなのか、ちょっとそこら辺も併せて説明をお願いをしたいなと思います。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／今、御質問いただきました、今回、先ほど説明した1、2、3、その中で、コロナ禍における分、また、燃油高騰等、物価上昇に係る部分での安定的な経営ができるようにという形での議論となり、今回、こういった形で意見書を提出するような形で整理をさせていただいております。

議長／9番 上田議員

上田議員／すみません、そこは重々分かるんですよ。

先ほど読み上げましたように、持続可能な農業の確立に向けて、魅力の発信等を通じてブランド力のさらなる向上への取組をお願いしたいというのは、これ結構具体的に書いてあるものですから、これが削除された何か理由等々も、私もこれに対しては賛成の立場で聞きようですよ。

あくまでも、このブランド力の発信を、さらなる向上へ取組をお願いしたいと具体的に書いてあったものですから、そこがなぜなくなったのかなというのがちょっと聞きたくて。よろしくをお願いします。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／協議の中で、この意見書に関して、担当課含め委員のほうで各協議をいたしました。

内容確認も、要請書、そちらの内容も確認し、行ったところであります。

先ほど御指摘があった部分のブランド力の部分、あえてここを削除しようという形での議論という形では行われていません。

総合的な形で、今回の意見書という形で整理させていただきました。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／あくまでも賛成の立場で、先ほど上田議員が聞かれた部分で、武雄市は特に新幹線がもう目の前に来ています。

そういう中で、まちの中のポスター、市の姿勢として、武雄でブランド力をつくっていきましょう。

それを情報発信しようというのが命題だったはずです。

先ほど言われました、担当課を含めて話し合っ、それをない、書かないようにしたと。

そこがどうも納得いきませんので、それ以上の論議はどのようなものがあったか。

武雄はその4番、武雄市という、新幹線が今から開業し、地域ブランド、それを育てようとしたときに、あえてその4番目を外したというところが引っかかります。

繰り返しになりますが、賛成の立場ですが、本当にそこら辺は重要だと思います。

その辺のところの御協議、よろしくお願いいたします。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／繰り返しになる部分もありますけれども、議論の中であえて外そうという形での決議、協議ではなかったのですが、逆に、なぜ載せていないという形でのところでの御意見だと思います。

今回、高騰等に対する意見という部分で、要請という部分で、そのことで1、2、3がまとまっているところではありますが、先ほど言われたブランド力、そういった点に関してはもちろん考えるべきところであるとは思っております。

実際に協議の中であえてここは外そうというような議論には至っていないというのは答弁いたします。

議長／12番 池田議員

池田議員／価格高騰に関する意見書ということで、これについては物すごく強化をしていただきたい、この思いは一緒なのですけれども、施設園芸等の3つ書いてある中に、価格高騰ですね、1番目、肥料価格の急上昇、そして配合飼料価格安定、これも高騰に対する考え方だと思うんですね。

これに対する財源措置とかいろんなことをやってほしいということの中で、肥料価格の急上昇の経営に及ぼす、これだけにセーフティーネットを創設をお願いしますと。

この価格高騰全体に対する経営安定化に向けたセーフティーネットじゃないような感じが受け取れるんですね。

その点についてと、そのセーフティーネットの創設というのはどのようなイメージを持たれているのか、答弁をお願いします。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／2番の肥料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットの創設をという部分で、その点での御指摘と思います。

その肥料価格だけを指す部分ではないという部分、経営全体としてというところになるという点の一つと、セーフティーネットという部分は、例えば今回の件に関して、この制度が使えないような農業者が出ないようにというふうな形で、しっかりと皆さんをカバーできるような体制づくりをしていこうということが協議の中で意見として交わされました。

議長／12番 池田議員

池田議員／それともう一点ですね。

その、先ほどから要請書の話が出ていますけれども、この要請書というのを元々手元に持たれていて、中身を吟味して、これをつくられたということによろしいんですかね。

であるならば、その要請書がいつの時点で参考にするような資料を手に入れられて、どこからその要請書が出されたのか、それをお尋ねします。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／要請書がどこからというのは、その要請書を出した団体ということじゃなくということですか。

要請書は、佐賀県農政協議会、みどり地区農政協議会、佐賀県農業協同組合から連名で出されております。

委員会で意見書について取扱いの協議を行うことになりましたので、委員会の際に提出いただいております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。